

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)



山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十六号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第七号中「第八十六条の第二項」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請があつた自動車について法第百五十条第一項」に、「証紙徴収の方法によつて徴収する場合」を「月割をもつて課する場合（同条第四項本文又は第八十六条の第三項の規定が適用される場合を除く。）」に改める。

第十五条第一項第一号中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第三十五条第一項の表第一号中「資本金等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第二号から第四号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第四十条第一項第一号口中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第三項中「本節中法人に関する規定をこれに」を「この節の規定を」に改める。

第四十一条第一項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第二項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

目 次

条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………

第四十二条第二項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第四十四条第一項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第三項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第四十九条の二中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

第六十五条の二中「七百九十三円」を「八百九十八円」に改める。

第八十六条の第二項中「又は第十三条」及び「(法第百五十条第四項本文の規定が適用されるものを除く。)」を削り、同条第三項中「又は第十三条」を削る。

第八十六条の第三項中「又は第十三条」を削る。

附則第七条の四の二中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第七条の五の見出しを「(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同条中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改める。

附則第七条の六第一項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改める。

附則第九条の四第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「九百六十九円」を「千七十四円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「四百六十一円」を「五百十一円」に改める。

附則第九条の五第一項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受け

たもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

附則第九条の第五項第三号から第五号までを削り、同条第四項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が施行規則で定める許容限度（次項、第七項及び第八項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第八十四条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第九条の第五項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの（第八項並びに附則第十一条第五項及び第六項において「優良低燃費車」という。）のうち、「を」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度（第八項並びに附則第十条第五項及び第六項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「も」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第七項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第八十四条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第九条の第五項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」

に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの」に改め、同条第十項及び第十一項を削る。

附則第十一条第二項中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるもの」を「附則第九条の五第一項に規定する電気自動車等」に改め、同条第五項中「優良低燃費車のうち、」を「附則第九条の五第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「自動車」を「もので」に、「第三項」を「第二項又は第三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び低燃費車のうち」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」に、「第三項」を「第二項、第三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「二十万円」を「十五万円」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第二項、第三項、第五項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十七条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一（窒素酸化物又は

粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二を控除した率とする。

附則第十九条第一項及び第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六十五条の二及び附則第九条の四の改正規定並びに附則第九項から第十五項までの規定は、同年七月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十八年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条に規定する特定保険業についての改正後の条例第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事業とみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 改正前の山口県税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。)附則第七条の五の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

6 改正後の条例附則第七条の六第一項の規定は、平成十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 次項に定めるものを除き、改正後の条例附則第七条の六第二項の規定は、平成十八年一月一日以後の改正後の条例第六十二条の三第一項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

8 平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において、改正後の条例第六十二条の三第一項第一号に規定する災害によって滅失し、若しくは損壊した不動産が滅失され、若しくは損壊された場合であつて、かつ、平成十八年一月一日以後に同号に規定する不動産の取得が行われた場合において、同号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産評価基準によつて決定した価格又は不動産の価格中に改正後の条例附則第七条の六第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける同号の規定の適用については、同号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

登録された価格	登録された価格（当該価格のうち附則第七条の六第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額。以下本号において同じ。）
決定した価格。以下本条	決定した価格（当該価格のうち附則第七条の六第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額。以下本号
当該不動産の価格	当該不動産の価格（当該価格のうち附則第七条の六第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）

（県たばこ税に関する経過措置）

9 平成十八年七月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

10 指定日前に山口県税賦課徴収条例第六十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同条例第六十五条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第六十三条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第五百六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たば

こを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき百五十円

二 改正後の条例附則第九条の第四第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき五十円

11 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

12 第十項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第一百五十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

13 第十一項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

14 第十項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第六十五条第二項中「前項」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成十八年山口県条例第三十六号）附則第十項」と読み替えて、改正後の条例の規定中県たばこ税に関する部分（改正後の条例第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の七の規定を除く。）を適用する。

15 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第十項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第六十五条の七の規

定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第六十五条の五の規定により知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

16 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

17 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部改正)

18 過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「家屋及びその敷地」を「家屋の敷地」に、「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 第六条各号のいずれかに該当する家屋の取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「山口県税賦課徴収条例第五十五条中「百分の四」とあるのは、「百分の〇・四」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第三十六号)附則第五項中「百分の三・五」とあるのは、「百分の〇・三五」とする。

(森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部改正)

19 森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例(平成十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第一号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第二号から第四号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。